

教令類纂初集

九十三

内閣文庫	
番號	和 33303
冊數	79 (67)
函號	265 277

(七六才)

受

共七十九



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



Kodak, 2007 TM: Kodak



教令額纂初集九十三

寺社之部

自正徳元年  
至同五年

正徳九年卯年二月十一日

貫



一 仰朱平項戴之寺社之輩不依寺社之  
多 少境内斗之仰朱平治為不持不強  
及仰朱平下之市名也

仰朱平系面之額纂之支配所之有之寺社

一輩御朱下字と差違今年申付  
七月迄之内上戸上政持兼右京進  
松平御前守新お通の松一お觸の

卯之月十一日

右御書家令條 大成令  
内書付寫

正徳二壬辰年七月

一糸院及緋衣忌用織身左書付と

徳範麻松平地伊ととと他伊とと

傳奏元と左と

今度一糸院及緋衣 勅誅事伊奏

多お尋お尋の通音お通の一糸院及

緋衣 勅誅事親王御身御と

編白今式とととお妨お真とと勢威

勅誅事一糸院及と維摩今とと

大糸院ととと謹お深お以後ととと

並違とととの  
大令ととと  
とととと  
とととと





寛文貞享の度之書提院の如

仰朱市の者諸式法度候如右  
可方此所込の由候、主事候  
為門寺勢威候、候と云れ  
一事と云候と云れ、毎事  
一、二十年、舊規と  
自今以後、為門の争候  
候と云れ、寛文貞享の  
例候と云れ

創建ハシメテ  
クハトモ

仰朱市と云候、如右、  
一、二十年、舊規と  
自今以後、為門の争候  
候と云れ、寛文貞享の  
例候と云れ  
諸式、毎事、旧規と  
仰朱市と云候、如右、  
一、二十年、舊規と  
自今以後、為門の争候  
候と云れ、寛文貞享の  
例候と云れ  
仰朱市、如右、  
一、二十年、舊規と  
自今以後、為門の争候  
候と云れ、寛文貞享の  
例候と云れ

此等事  
決り候

事知くふて物はりし自今以後は  
あての堂上にあつては群議と令せられ兼ら  
又宗殿へもお通されしを  
は沙汰をいれり  
傳奏上書  
以上

七月

右七月一日徳島御中  
申上書  
可成紙の徳島定所  
右中  
右番

上包上書付二書

但上包書付八頁  
祐筆  
徳島

正徳二年辰年八月

一宗院殿大系院殿異論  
御書左書

二通山徳島御松平  
徳伊中書

武通書  
傳奏上書

一近世以来  
貞福寺  
門  
年  
証  
なり  
なり

私言といふは本寺の  
いふべき事なり  
しは世に三國  
依指ひの事なり

及ひき年々春一宗院及び中の名に  
物々ありし存存とるる西門あり  
か一山と申す之を西と申す中す  
宗師の如く別て今其後秘して決  
大抵一宗院及び申す毎年年西つ  
る事と論じ恒古の事申す子の僧侶皆  
其の下の由と申すひしりてけし  
況其の下の私言にして古今の事  
之證とすこと事なり況又西門無事  
其門の如く奥福寺勢諱何の例歴世  
相承既して七百年より久し西門  
が此事別とて説と求むる物に  
と世にあり一宗院及び門に  
ほりまゝと其門室と候と大  
門室にありかきり由と申す  
物之より一宗院の本教大  
宗師定照

白言といふは  
人宗院の  
事なり

及ひき年々春一宗院及び中の名に  
物々ありし存存とるる西門あり  
か一山と申す之を西と申す中す  
宗師の如く別て今其後秘して決  
大抵一宗院及び申す毎年年西つ  
る事と論じ恒古の事申す子の僧侶皆  
其の下の由と申すひしりてけし  
況其の下の私言にして古今の事  
之證とすこと事なり況又西門無事  
其門の如く奥福寺勢諱何の例歴世  
相承既して七百年より久し西門  
が此事別とて説と求むる物に  
と世にあり一宗院及び門に  
ほりまゝと其門室と候と大  
門室にありかきり由と申す  
物之より一宗院の本教大  
宗師定照







中めいし  
てまゝに二版

永世に傳へし  
の御書に  
ありしに

御一版に  
ありしに

此附法とは  
にせしめし  
なり

至り  
天子の御  
ありしに

石と傳へし  
ありしに  
ありしに  
ありしに

親王の石をいへて併せて其の御書をおまわ

すべし 敷思をいへておまわす大東院の

御書も皇子入家の御書とまゝにいへて又

大東院の御書も皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

敷思をいへておまわす大東院の御書も

皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

皇子入家の御書と

いへて事ふおまわすに御書といへて

八月

以推問の條  
ちんきんしん

一 宗院及与使と讀師共に御推問の次方傳  
奏とて申達候

一 去年春一宗院及の使言より要旨は  
福壽僧侶の學問の事  
御代御朱印の旨に記せられ彼等家  
の正法法しるべき事  
御代御朱印の事

又也一宗院及  
の由事  
は各一宗院及  
不事  
御代御朱印

東照宮別御朱印  
御代御朱印の事

先門主之菩提殿  
御代御朱印の事

東照宮別御朱印  
御代御朱印の事

御朱印の事  
御代御朱印の事

大徳院殿 上もこの名と云

御達山

御内書にゆきよきと云つたにあらて、別

は朱平にゆきよきと云つたにあらて、別

四年に大災に既よ焼失の事と云使美徳山

山下と讀作本奉言の被別御朱平と云

御代に御朱平某の申ふ裁別れすといふに

御朱平のゆきよきと云つたにあらて、別

一時の御内書にゆきよきと云つたにあらて、別

一時の御内書にゆきよきと云つたにあらて、別

後其尾證とすくもこの事と云と云善提院殿

東照宮別御朱平と云

決して永世の龜院と云と云と云と云と云

一由使 御代の御朱平にゆきよきと云

魚と云と云と云と云と云と云と云と云

大徳院殿

大徳院殿

御西代に御朱平と云と云

大徳院殿の御朱平と云と云と云と云と云と云と云と云

聞え以此由被 尋り知了万治元年

以来彼頃下して中納言の

東照宮別御朱印を呈せり 御朱印と

中納言に及りし由奉書

高家 御代に別 御代始時凡

不取まへ

高御代に御朱印を呈せり後とれす

事以て況其に別御朱印を

以て寺中僧侶等問方学問候事因由候

ありし證とせしよしとて必し以て和定連の

度に申請候有と祈よと事候に及り候

事と謂とて下り候人経院殿と代の方

彼頃下り候

東照宮別御朱印の説いし候事

推して知えし事

寛文五年の 御朱印の事

推知候事

御朱平の旨に依りて由ふとす

東照宮

御内書の寫布といふ併考ふ

小彼寫布にき手社所理料 學問僧侶

扶助料 寺社諸法式未のりて裁らぬ

御朱平にき僧侶學問

扶助料 一事と考ふれ 之中社

諸法式のりて考ふれ 之中僧侶

御朱平にき次方 考ふらむ

使に讀所右陳中分不之儀考ふ

此一事の所考由候の旨

東照宮別御朱平下火災の由考ふ

御朱平にき御朱平にき

御朱平にき御朱平にき

御朱平にき御朱平にき

御朱平にき御朱平にき

御朱平にき御朱平にき





東照宮 御朱印の事 前條より云ふ所の  
とくにゆゑすこゝ

東照宮 御朱印の事 前條ゆゑの由にて  
江戸伏見よりゆゑの一切お供・永世の儀  
とにゆゑゆゑ

一 右使と讀所より一宗院殿の事 大徳院に  
つゝにゆゑゆゑの由にて物と歴代  
の記より記とすゝに是よりゆゑゆゑ

相尋の事 前條の如く各々下方よりゆゑゆゑ  
とゆゑゆゑゆゑの明證よりゆゑゆゑ  
一 宗院殿の事 前條ゆゑの由にて  
ゆゑゆゑゆゑ 物と事とゆゑゆゑ  
ゆゑゆゑゆゑの始より天正の如く大徳院  
維摩寺よりゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ  
ゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ  
物とゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑゆゑ

理弘院殿一宗つと御院殿之菩提院殿之  
菩提 勅許之日は是を是の初例にお同  
く物に延寧の初人宗つと存念公院殿  
摩多行の所なるひと菩提院殿中事  
東照ふいよ 御代の御事ありて常なる  
よとほりの子細きく人宗門之菩提  
勅許之事 今中事六日一例と信ふれ  
自是以後も 云武正沙汰とて是ふ

菩提院殿  
の初例  
一宗つと  
御院殿  
之菩提  
院殿之  
菩提

延寧の例と用ひられ物別一宗門に維摩  
今中事六日一宗菩提院の始人宗門に  
菩提と延寧ふいよの起りし初に以て中事  
今日にありて延寧の初例とて是の  
まじりては御事とて是の初例とて  
延寧の初例とて是の初例とて  
東照ふいよ 御代 御事ありて  
前條の初例とて是の初例とて

寺二式に  
上り  
三法式

永世の道式とせしむる事ありし事

一 西使之儀、佛宗一宗院致に在り

東照ふひ母 仰代り 御書下の旨に依て

寺中の傍侶、學問のありし、山内法を以て

しく、元禄五年之儀、原書衣免科の事と

引用ひ、奥福寺の傍侶に戒篇に次ぎ

学業に後進と論じ、衣新お同く

西國に在りし、学業未成、佛に在りし衣と

ひ、今式修訂の事、一寺の儀軌を以て、若

重の玉ひ、況又、けあのり、證と、引り、本

東照ふひ、因書、寛文、貞享、仰代り、御書

寺社の法式、方ある、若き、山内法、あ、こ、也

と、書、され、新編、と、企、仰、る、事、

當、家、仰、代、り、の、若、禁、ま、ま、の、事、誰、う、い、れ、と

存、せ、ら、る、物、に、け、あ、の、事、と、願、下、さ、し、御、儀

と、改、ま、の、事、甚、い、く、仰、代、書、し、本、に、在

但一兩使之後原陳の事

勅旨に出の由の事の内事

小のわてはの事の内事

りての事の内事

仰氣をの事

石七の事の内事

禁裏 仙洞の事

中達ひの事

河

八月十日住持の事

はき紙の事

と色よの書

奥の祐筆の事

一宗院殿使者の手社奉行

今度候 一宗院殿の事

法平素多防諛の口上書差由の先達る

一宗院殿にお教の執事有る

禁裏 仙洞に御書有る得

御内之由依之内に西沙汰の方定引

の方け方兩使の上より聞かひし

九月廿六日但馬より上裁示有る事は是取

廿五日西使差由の維摩命より云

仰由の極上の書方の旨

一宗院大承院古来差別より由にて

傳奏流の松平純伊守と先例の書有

出の存る尺に通云 仰由

覺

一宗院殿緋衣 勅傳の旨有るは皇業

未成海に同くは條令式の付き可く是

白衣の中傳奏流書有るは御意に

一傳奏流より其方為の御事云

仰分の由らるる第一の二宗院大承院古來  
有差別一卷を差越ひ先を以

以書付く趣き傳者まじり也

一宗院殿のりかへて臨中しあつをまひ

の事あつたまはる社殿お任しとあふ

傳者まじり事別ふとせせとふ及求の事

免あつた傳者まじりといはれはたふら

自今以後後あつたお和らき一山に事せら

る理儀とていふ事ありて敷下有る箇

第と云ふは遺ひけ事傳ふ西のりあ一乃

も先と云ふ思召のりたあはれに

朝宗のりる在氏のものて云ふ思召のりたに

堂とにあらては西門の事別始ふに存は由

其方も再及し事我のりる西門の事たに古

事ありては傳報のり法もまじりといふつら

事も發關するもの或は事端止す

偏執ト云フハ  
一宗院のりる  
事ありては  
傳報のり法  
もまじりとい  
ふつら



ワセリ伊泰  
はまをるる  
すうり

乃之れ雖もいふ事拾々停滯の  
址とて候之を来り事一 重行し者も

是よりいひて子来りて事一 裁以候へば細  
傳奏中より事一 達以候へば其方包候へ

傳奏中より事一 可なり事一 列紙中より

返着より事一 次方是又子来りて事一 裁以候へ

ハト

九月 知申連石

松平代伊也殿

右中奉書正切候へば

傳奏より事一 尋候へ

一 拾遺上流名に事一 始ハ年代の遠きを

一 是よりいひて事一 裁以候へば細

一 拾遺上流名に事一 始ハ年代の遠きを

一 是よりいひて事一 裁以候へば細

一 拾遺上流名に事一 始ハ年代の遠きを



一 最末に... 當時の皇子の中より  
下位者より... 事

一 攝政の流... 中近衛及山家... 之親院及継  
嗣... 後陽成院の皇子より山家と

一 継述の皇子其継嗣有... 當時山家  
... 條に... 下位者より... 事

一 當時山家... 南朝古御及の御例と  
... 事

附一 承院不願定照... 女二世... 親王

後醍醐院... 皇子

後醍醐院諸皇子... 事... 承院

... 事... 諸所諸系國系

... 皇子

... 皇子

... 諸所諸系國系

... 承院二世入僧正良玄ハ

良玄の字は良基云々  
余良基の子は良基にて  
うけつた父の二字を  
也云の字は師の良玄の  
玄の字なり

二條松政関白良基云々男權少将耶  
實云才子實も南方申替卿余良  
親五子 後醍醐院以孫云々  
良玄の二宗は又師の右ふと云々  
又法親云 宣り此事有る所云  
物に今度 傳奏云々の書一宗院  
廿二世云々玄國親云々  
後醍醐院才子云々皇子の由故云々

右之條  
是るもまた云々権院云々  
云々云々云々云々云々  
云々云々云々云々云々

九月  
右大奉書正切云々九月廿九日  
御云々云々  
右今條留

中納言藤原朝臣良基

正徳二壬辰年九月十日

及前住南禅金地院本光國師

東照宮神主僧祿司小擢任せられ其後  
家風振ふは法孫善濟禪師其前  
住の師依て承りて其子通玄禪師  
唯堂和尚師席とお継ぎ又相継ぎ  
寂之後南禅厩位の長を其師席と  
継ぎ其子のひらき本光善濟の傳統

於是滅絶せんといはれしに  
師依り別意の旨に依りて坐隠和尚西堂  
より其子大真禪師の席を継ぎし例ふ  
玉唯通玄唯堂の師承に依りて西堂と  
其師席を継ぎし例ふ即日公愷と  
其子の南禅住持成入住すし其由も  
師出づる也

正徳二壬辰九月十日



け末の要流に仰て有る事一五つの上より  
う物事にひは又既す 云儀に違ひは  
仰大法ふあうくすく遺れくも亦にひあ  
無観一兼もあてハ 云儀のゆはほとて  
仰大法に任せし事

一 正徳寺ふあうくは御大法遠犯の罪科ま  
お子えひ改流するにあつハ沙汰す  
及られひひ亦勿論ふ事

一 去る年十月名を寺無観罪科に仰せり  
るに存く西門のりかひく大坂奉行有  
るお運公又去る御承之年八月御別教院寺  
事に仰く五門輪番實信坊の寺社  
奉行不とお運公有るまきひ白ひの儀もあ  
りの方け末の事とせし事なかり不とお運  
公の御事有るまきひのたひ改流すの  
事御沙汰するまきひの事院す

二歳不達一御大法ふあつてすつておれ親が  
今度並親事のおく成候まことに物々其  
寺の事いあるのゆゑに任せ罪犯は筆は火  
法ふはやくはゆゑにさき事ふ若く筆と  
いふもゆゑにさき事い候候の子細  
まじりて自分以後けし事候かひり  
まじりて自分以後けし事候かひり  
石通うりまの石通者也

正徳三年閏五月

閏五月廿二日午の刻に御宗守  
双方上院一の御度也

寺社奉行申より東本願寺福書抄後

書付

寛

松川系文寺本願寺正徳寺本改流事

おのゝい 二歳物沙汰に及られし由沙  
書付しに及ふ旨の申 圓光寺住持  
無観事宛初入寺の時も養母を秀方  
との證状より一不縁しりゆゑ譲得ぬ  
寺付し諸乞といふ返入る由執しゆを  
又け夜も門下りしとゆゑ准例先年甲州  
万福寺改流し時松平故伊豆書状あり  
之什物未結地御代左所上とゆゑ此也

相見此物とも無観譲得ぬ書付諸条  
之證状に但も養母を秀方と返附ぬ  
極東つゆ沙汰の物事ゆゑ無観事  
おのゝい御人法に但も之儀又信し罪致  
正しりし由の御事ゆゑ譲得ぬ物の  
事も是又 二歳物沙汰しりし  
勿論ゆゑも既に彼寺を返の事  
おのゝい東つゆと但せらるし事

仰出の事候に候はば物の事候は沙汰に  
又なる意執證状としひ万福寺准例と  
及此の推し下之儀はひとの事毎より  
事候に候り又此例に候事候  
事候中不得候其内こと申進ひ候

同五月

寺社奉行申候に西本願寺輪書にお戻書付  
但東本願寺輪書にお戻の書候字は添は

貫

拾捌圓寺寺武列に徳寺未分候事候て  
公儀沙汰に候り候中候事候持  
意親事候て候り候大法候候候候  
候信候罪候候り候り候由候  
書付分候に意執證状初儀候に寺付諸色  
の物候に候候候候候候候候候候  
事候候候候候候候候候候候候候



達公書符之缺是又字也

同丹

同丹其之日年為流古御子流

右正德新令 今條留

正德甲午年之月十六日寺社奉行如後

寺社境内其布之事中候之覺

寺社境内之能況經操物之積其

事之祿年中既修止之許証之旨

之存之法之定其布之事中候之

服之事候之印之用其之事中候

免課之事候之印之年其二階檢友

事之推之衣服之事候之許証之旨

及以次之事候之印之年其二階檢友

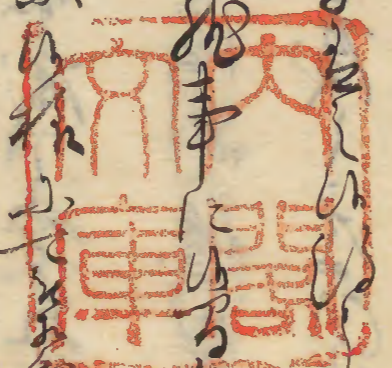
急度彼之事候之印之年其二階檢友

之月

右令條留 大德神送

正徳四甲午年三月九日社奉行古後守殿  
手社境内之事在禄年中停止  
之訴訟免許此等事候子細  
度小之書付之致は古後守殿様子細  
只之其令味小之候は又去年申之社  
同前之様子候は制禁之如未断絶

之物之在園之物之由沙汰とて  
仰出之事大に程遠程に事候  
之沙汰之存候事候は事候  
今以後之候は由沙汰之味候  
此上



三月

右令條留 大德令

正徳四甲午年七月

一 之宮院殿と醍醐之院家史分載誅書

之宮院殿と云 作由御書付

一 醍醐寺法流のつり屋敷の不蔵書あり

よりてまゝ長五木のつり屋敷の法制條目云

之宮院山門家史つり屋敷のつり屋敷のつり屋敷

物別 高家祖宗の御名とまゝに彼山

友の事別不授られし山門下諸寺院末

者重小山山法ありし事

一 醍醐寺領の事まゝ長五木の之宮院山門家史

高家御判重書しし事凡事の人小書置

山門の山山法しし事つり屋敷の法流あり

之宮院殿寺領の内と云うら領する寺院小

御朱印と云成下山本の山山法ありし事

之宮院殿御判重書しし事御朱印

ふ知ふり知あふくさる

一 御下諸寺院の事御家の内沙汰決ま

る事まことにあつては長年の例の

しゝ末蔵小物ゝゝゝの子細と御中

のゝ御中事と事ゝゝの寺院領の事に

あつて或ハ門家の内沙汰変ゝゝゝ或ハ

醍醐寺院の事の内沙汰係りの事あつて

御家ゝゝ末蔵と書内と通をゝゝゝ

其領家ゝゝ許出の格ふりゝ 御中事

右三條醍醐寺院の事ふりゝと寺院

の内家ゝゝ許出の格ふりゝ 御中事

御中事也

正徳四年 甲午七月 大和守源朝臣判

豊後守源朝臣判

河内守源朝臣判

お換守源朝臣判

右令條

正徳四年甲午七月

之院家にお渡御書付

醍醐寺座主職の事  
 滿汝准后の御室  
 院に家にありて洋任の例に  
 ありて是を  
 可存事  
 之院家にお渡御書付  
 醍醐寺座主職の事  
 滿汝准后の御室  
 院に家にありて洋任の例に  
 ありて是を  
 可存事

既より重なる事と云ふに院家未だ  
 可存事  
 一 其の長は醍醐寺の院家  
 又律に依つて  
 其の旨に物々其法  
 亦其院家  
 其の家に通ずるの儀  
 例は其事院家  
 分の事と云ふに院家  
 未だ其國を論  
 存し事  
 一 醍醐寺領の内  
 と院家未領分  
 沙汰事

えぬの事 仰朱事々有に准りて領取  
の迄止るる事あり勿端ふは能然を長  
い山と山下の手領すことこれと宝院  
門室に有階し 仰判きこと毎事  
つ家の御とうけさるゝ其領ふり  
下知すこと事

右之條之宝院内門室中の事につきては裁  
しと云 仰出ひ本之

正徳四年甲午七月 豊後守 阿蘇守判

報恩院

理性院

善徳院

右令條

正徳四年甲午年七月

宝院殿 役者 寺社奉行 右渡書付

一 醍醐寺在院家始次礼節之事

五節中名をいふは院家未各取伏し平  
然則自今以後はし後軌ふらて非違  
つらあはし山但院家未各取階殿  
何のあふと論をいふはし礼節と存  
るさるの座をのま殿と恭敬のたふ  
山門より徳家接待の儀をいふは  
舊官殿のさる下海深よりしては礼節の

五節新の事

一 醍醐寺開山祖 賜号 宣宗使奉山時  
集今ふりいふは院家 山門開次  
有に物いふは院家の過と悔の徳  
すは法家の場ふ條は山門下は僧侶達  
夫のつらまは其僧侶の誤のた  
あふは併は山門家のあふて就事に  
自今以後はし事未あはし時いふ

其類例と按せられ元儀と云ふ  
と云ふを擇定らる事

醍醐寺飲のりす  
新へ事勿論ふは後  
常一の寺院飲のほは  
うけり者之飲り  
物則せよといふ

すく御門室と御  
醍醐寺領の内  
御朱印と云  
おもう事

一 此つらと院

御家御祈禱  
室不せられ  
つ家の御後



如く之を以て之を宗廟奉行ありしに  
すまじき事一にありしに山門富と申すは山  
中の諸寺院に山門下と申すは山門下事  
附山門に諸寺院許す事事なき所  
先其事とて山門富と申すは山門下事  
奉行不許す所依家の百姓先を依家許  
す事とて山門富と申すは山門下事  
越訴の例とて裁りありし事

一 寺の長を和して度々醍醐寺領法制の條目  
とて山門富と申すは山門下事とて山門  
山と山門に諸寺院に山門と存せざる事  
知ふと世ふるに院家の中其因と申す  
説由ありしに院家の所然とて果然  
終ふ訴論ふるに山門富と申すは山門  
富に物下報恩院理院に量事院とて  
事とて山門富と申すは山門下事

其舊態と爲れ自他の和合を以て

直事

右五條之宗院西門至中ノ事に就

御裁断之旨に依者也

正徳四年甲午七月内區改添判

小ぬき添判

山城添判

對る添判

右令條

正徳四年甲午七月

寺社奉行ノ之院家にお渡書

一 醍醐寺之院家諸次礼儀未ノ事院家

古の時小あり或ハ庭庭に依或ハ門庭

稱其例あるに依りて之を同と論以

古の時庭庭小依りて之を同と論以

其院業地不異がりの思を存せしむ由時  
まき〜座に似せしれ門記と稱せしむ  
不いつの當時の院業お同しりては  
と義と只推しし事

一 醍醐寺開山と祖 贈號 宣命使奉山

〜日と座位と論して奉命等に就て院業  
中不の灌頂美茶莊と付ふ院業寺家同  
し儀と事ハけ三令おあてふ人の開創と

其宗の儀ありたれは彼令端も同し  
とすたふ其宗儀おあてふ人の開創と  
る敬の儀人の事にお同しりては  
四恩の義と〜論す。付ハ 報恩佛恩  
いつまこと恒きありし。 報使礼の儀  
人の開創とる敬の儀おあてふ人の開創と  
謂ふは況や聖寶塔の滅度八百年の  
後お〜 勅賜大師號の事ハ法縁

あつて其の場におあつての事誠の  
値過とらふたふと急ぐ事と  
師團と何とせよお顧するす  
律儀におつておる事

一 雄家御祈禱の事と  
之は坊造のつとにむつと  
さつとと院におつて他  
同くは公家侍の觸り由

元天中一例といふ推は  
おけおの例と事古の  
他一或はつと稱せし  
不れ三他のつと院  
高時を座とつとに  
誠よ又通の端とら  
承けらるゝ事と  
名に物と院の

度にのみ祀之。彼門中の院中にありしに  
 おろし門の中の名物也。此書記のありし  
 一人物に之院家私を譲りてありし公家  
 伊集院の公儀なりし由てその條を以て書す  
 一 醍醐之院の中全別之院事。京ありてハ之院家と  
 之京格も同じし。後院家廢絶より  
 其長年中之院家此つを中具の後  
 之院家准此へりし由て之院家彼つ  
 室の門中にありし其院を以て院家全別之院中條  
 におろし之院家廢絶中具の事ありし  
 若之院家此のつを彼門中の院  
 家にありしにありし。此中具也。其事  
 ありし其古より其之院家と之京格も同  
 其院家のつを彼門中の進退も似せり  
 おろし之院家も全別之院と同し。之門  
 下に属し之院家も全別之院也。

一 醍醐寺山と山下領の事 又長い事す  
こまことと家院山つ家ふお附の 御判をなれ  
えお年中ふなひく彼寺領の内をからぬす未  
の寺院ふら 御朱平とらぬ下訖然別山と  
山つと端を醍醐寺領の事 之家院山つ家  
おわくこまこと統候をなれ 御朱平と帯す  
寺院領ふおめていそ領をなれと進止  
御判といひ 御朱平といひをいふ川あり

お坊らふおあえふ此物に近世ふ事い候  
おらるにふくも其同の端止事といひ自分  
後 御朱平と帯す寺院領の事に物つ  
えらう山つ家ふらこまこととらぬ下訖然別山  
家ふ山つ家ふらこまこととらぬ下訖然別山  
す 若し領ふの事に物つ領家の事を止  
又 雖もいふ有し時はこまことの子細といふ  
山つ家には其山つ家とらぬ下訖然別山

門家の内は決ふ交せられ難く或は其事確確等  
傾の外の他は決ふ交係るふおめては内つとる系職  
ふ事内と通せられぬ宗領事なる事不許  
下事

附御事等と事する寺院は石壁許証の  
ふ事内と交係る事不許して内つとる事  
おめては教許の例とすは決ふ傾  
おめては事とすは決ふにて中事

石壁と石院の内家の中事一に就て報恩院  
裡性院と量事院との院ある事 仰礼問の  
次方各々伏し願心は禁許不為貴估候  
玉曲の不ふ教と候しる事と候し由  
仰許可く不ふ由也

正徳四年甲午七月 内通以係判

山崎源判

對馬守源判

報恩院

理性院

量馬院

石合條

正德四甲午年八月

余院上維摩寺方六日寺勢威

勅許條

興福寺勢威

勅許於維摩寺中方六日

了心人余院尊憲大僧正為其初創無事

寺以初創寺一余院之門室於人余院門室

則以此日被

案原之寺始忌非及理

况又延室貞享室冰之間屋經絲更頗

法結疑宜改近創立為永成後今以後寺

勢威了心人余院西門室五同之及今中



光武初被一七初禘心門云武正沙汰心佛

正德四年八月

石令條留

正德新令

正德四年十一月

物來年四月

東照宮百年御忌為

南明院殿御儀奉料云宗所出拾心此

說是則云依

文照院殿御遺高云方自今以後每御

儀奉云法事云云云退轉心

御奉事云事も進らて云成下由云

作心云の也

正德四年十一月

南明院

右令條留

正徳五乙未年六月

一 丹波龜山國恩寺於大坂開帳之儀致通  
之任旨申候之趣奉所司代申付申付  
可申。開帳向後之申内之江丹波掃磨  
之八ヶ云々之於所司代之事許証等事  
此等右之類之類未奉取申之申内之  
申出之趣申付申付之申内之申付  
二月

先頃丹波龜山國恩寺於大坂開帳之儀致  
通之任旨申候之趣奉所司代申付申付  
下申開帳向後之申内近江丹波掃磨  
之八ヶ云々之於所司代之事許証等事  
右之類之類未奉取申之申内之申付  
可申之由申書付之申内之申付申付  
致人申付申付之申内之申付申付  
許証下申之申内之申付申付

おま他... 山... 許... 山...

六月

石紙

八... 者... 額... 額...

可有...

石大... 補送